

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・個人住民税の賦課に関する事務ではシステムの保守、及び「給与支払報告書」データパンチ入力について外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及び静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課する。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する事務であり、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。 ① 課税対象者情報の確認 ② 納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③ 配偶者・被扶養者情報の確認 ④ 税額の決定(賦課) ⑤ 特別徴収者情報の提供及びデータ受入
③システムの名称	個人住民税システム、eLTAX、中間サーバー、団体内統合宛名システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理

2. 特定個人情報ファイル名

住民税基本台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 項番24
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173 ＜情報照会の根拠＞ ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市総務部税務課市民税係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8022
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合には、複数人での確認等を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスは、担当部署の所属職員に限られており、不必要な権限を付与しないことで目的外使用対策を行っている。また、IDカード及び静脈認証によってシステムへのログインを限定しており、適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 宇谷 尚浩	課長 小谷 勝政	事後	人事異動
平成29年9月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の特記事項	IDカード及びパスワードにより操作者を限定	IDカード及び静脈認証により操作者を限定	事後	セキュリティ強化のため
平成29年9月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二の1、…、120の項	左記のうち117、120を削除し、38、85の2、119を追加	事後	法令改正のため
平成29年9月14日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号(以下「別表第二省令」という。))第1、…、59条	左記のうち16、32、33、59条を削除し、22の3、22の4、24、24の2、24の3、26の3、31の2、31の3、43の3、43の4、44の2、49の2、59、59の2、59条の3を追加	事後	法令改正のため
令和1年5月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 個人住民税システム	個人住民税システム、eL-TAX、中間サーバー	事後	表記の修正
令和1年5月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号(以下「別表第二省令」という。))第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・別表第二省令第20条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・別表第二省令第20条 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	番号法の改正に伴う変更及び表記の修正
令和1年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 小谷 勝政	税務課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年5月9日	IV リスク対策	(なし)	IV リスク対策項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・別表第二省令第20条 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・別表第二省令第20条 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	【情報提供の根拠】欄の項目追加。 「20、53」の追加
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成27年5月21日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	評価時点の修正
令和3年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号	事後	法令改正のため
令和3年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	評価時点の修正
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。))第9条第1項別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号(以下「別表第一省令」という。))第16条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)) 第9条第1項 別表 項番24	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 ・別表第二省令第20条 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	<情報提供の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、eLTAX、中間サーバー、団体内統合宛名システム	個人住民税システム、eLTAX、中間サーバー、団体内統合宛名システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理	事後	
令和8年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年9月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	